

社会保険

かながわ



Contents

- **日本年金機構**

従業員50人以下の事業主の皆さまへ 2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります ～保険料調整制度～／「わたしと年金」エッセイ募集

- **協会けんぽ**

電子申請の際はマイナンバーカードをご用意ください／健康保険委員会のご登録をお願いします

- **社会保険協会**

「平成中村座 十月大歌舞伎」のご案内／地引き網／みかん狩り／N-NOSE（線虫を使ったがんリスク検査）のご案内／年金とライフプランセミナー／社会保険事務講習会・健康づくり講演会／職場での講習会・健康づくりを応援します！／令和7年度事業報告と決算



森戸海岸 ● 葉山町



一般財団法人 神奈川県社会保険協会

<https://kanagawa-syahokyo.jp>

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から 短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります ～保険料調整制度～

※ 社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。

どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上 (フルタイムの3/4未満)

② 月収が13万円未満 (標準報酬月額が12.6万円以下)

③ 学生ではない

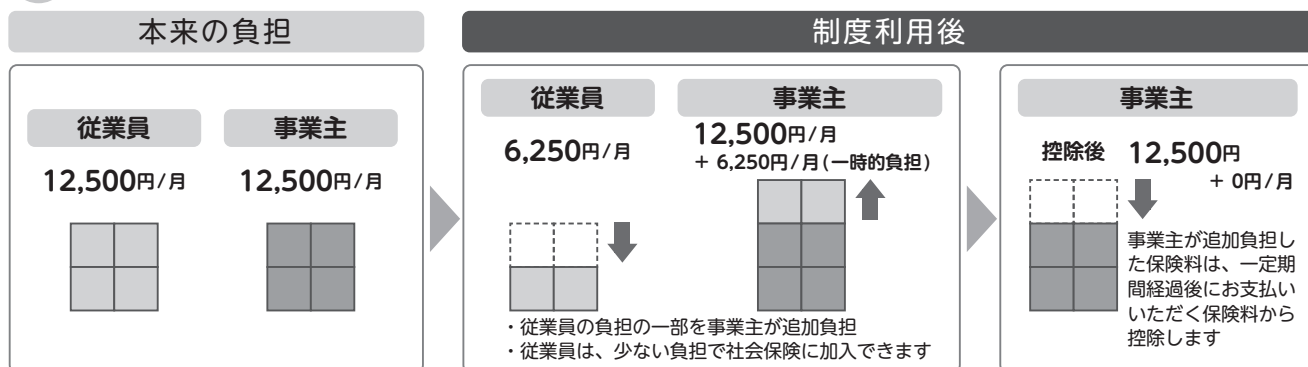
どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※こちらの書面における保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収 (円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員：事業主 (1・2年目)	25 : 75	30 : 70	36 : 64	41 : 59	45 : 55	48 : 52
従業員：事業主 (3年目)	37.5 : 62.5	40 : 60	43 : 57	45.5 : 54.5	47.5 : 52.5	49 : 51



制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

2026年10月1日から制度を利用した事業所の例

※従業員A、Bの月収（標準報酬月額）は88,000円としています。

開始		終了		
2026年10月		2027年10月	2028年10月	2029年10月
事業所 協会けんぽ加入		保険料調整制度利用期間（3年間）		
		1年目	2年目	3年目
従業員A 2026年10月1日から 社保加入		6,250円/月	9,375円/月	12,500円/月
従業員B 2027年10月1日から 社保加入		6,250円/月	9,375円/月	12,500円/月
この例の場合、従業員Aは3年間、従業員Bは2年間で保険料の軽減が終了します。				

どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出書」様式は
日本年金機構ウェブサイトから
ダウンロードできます。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



「わたしと年金」エッセイ募集 ～世代を超える。今だからこそ、伝えたい。～

募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年9月7日(月) 消印有効

応募要項

- 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- 日本語で1,000～2,000文字程度。
- 作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属*（会社名、学校名等）を明記してください。
※会社、学校等を介さずに個人で応募することが可能です。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。



応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）



詳細は、左記の二次元コードを読み取り
日本年金機構ホームページの
「わたしと年金」エッセイについて
ご覧ください。

電子申請の際はマイナンバーカードをご用意ください



各種給付金の申請は電子申請が便利ですが、被保険者様・被扶養者様が電子申請を利用する場合は、**マイナンバーカードが必要です。**

4ステップでカンタン申請

STEP 1



ウェブサイトまたはアプリからログインして
申請したい申請書を選択

STEP 2



マイナンバーカードを利用して協会けんぽの
資格情報を取得

STEP 3



入力フォーマットに
必要事項を入力し添付書類は
電子ファイルをアップロード

STEP 4



申請手続き完了です！

＼電子申請のマイナンバーカード認証に関するよくある質問／



Q

マイナンバーカードは持っていますが、健康保険証の利用登録は
行っていません。電子申請を利用することはできますか。

A

健康保険証の利用登録を行っていない場合でも、**電子申請を
利用することができます。**



Q

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている状態
ですが、電子申請の利用はできますか。

A

電子証明書の有効期限が切れている場合は、
電子申請を利用することはできません。
電子証明書の更新については、右の二次元コードからご確認ください。



Q

マイナンバーカードをスマートフォンに搭載する機能を利用して
いる場合、マイナンバーカードの実物がなくても電子申請を
利用することはできますか。

A

現時点では、**実物のマイナンバーカードが必要です。**



その他のよくある質問もチェック！

協会けんぽのホームページにてよくある質問を掲載しています！
お問い合わせの前にご確認いただくようお願いします。



協会けんぽ神奈川支部の
公式LINEをご登録ください！

みなさまの健康づくりに役立つ情報をお届けします

登録はコチラ



社会保険事務ご担当者様 健康づくりご担当者様へ

健康保険委員の ご登録をお願いします

神奈川支部では、
約**24,000人**の
被保険者の方を
健康保険委員として委嘱しています！
(令和8年6月1日現在)

年会費
無料

健康保険委員とは

事業所様と協会けんぽ神奈川支部を結ぶ橋渡し役として、従業員様への健康保険に関する
広報や健康づくりにご協力いただける方を、健康保険委員として募集しています。

広 報

協会けんぽからの情報
(広報紙等) を回覧・掲示

相 談 役

健康保険の各種申請などに
ついてアドバイス

職場の健康づくり

従業員様・ご家族様への
健診受診の周知

※健康保険委員としての強制的なお仕事はございません。日常業務に支障のない範囲でのご協力をお願いしています。

登録するとこんなメリットが！



「かもめだより」をお届け！

健康保険の情報を掲載した
情報誌「かもめだより」を
年4回お届け！



時短レシピ集がもらえる！

忙しいときでも
パパっとつくれる
18種類の時短レシピを紹介！



オンライン研修に参加できる！

(自由参加)

健康保険制度や健診等に関する
研修動画を、配信期間内の
好きなタイミングで視聴できます！

健康保険委員の 登録はこちらから！



健康保険委員の方へ

ご退職などの際は 後任の健康保険委員の方のご登録をお願いします



健康保険委員の方が、ご退職や後期高齢者医療制度への加入により被保険者資格を喪失される
場合は、「健康保険委員辞退・交代登録書」のご提出により、後任の方のご登録をお願いします。



「健康保険委員辞退・交代登録書」は
右の二次元コードからダウンロードできます



お問い合わせ先

協会けんぽ神奈川支部まで
☎045-270-8431(代表)

〒220-8538 横浜市区西みなとみらい4-6-2
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

みなとみらいグランドセントラルタワー 9階

協会けんぽ

検索



社会保険協会からのお知らせ

「平成中村座 十月大歌舞伎」のご案内

割引料金で観劇いただけます。

日時 令和8年10月 4日(日) 第一部 11:00 開演
令和8年10月14日(水) 第二部 16:00 開演
令和8年10月20日(火) 第一部 11:00 開演

場所 浅草寺境内 本堂裏・仮設劇場
東京メトロ銀座線・都営浅草線・東武線「浅草」駅より徒歩7分
つくばエクスプレス「浅草」駅より徒歩10分

申込資格 令和8年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者

募集人員 各日20名(1事業所2名まで)
※各日とも先着順とさせていただきます。
※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

申込方法 ①社会保険協会あて電話にてお申し込みください。
☎045-662-1192
②申込用紙をFAXにて送付いたします。
③観劇料の振込用紙を送付いたしますので期日までにお振り込みください。
④観劇チケットをお申込代表者様あてに送付いたします。
※座席は業者の指定となりますのでご了承ください。
※日程変更・払い戻し・営利目的の転売はできません。

観劇料金 (税込)	等級	一般料金	割引料金
	竹席	16,500円	14,800円

申込期間 令和8年8月21日(金)～9月2日(水)
＜出演予定＞ 中村勘九郎 中村七之助
中村勘太郎 中村長三郎 ほか



※詳細は松竹「平成中村座 十月大歌舞伎」で
検索してください。

地引き網

参加者を募集いたします

ご家族や職場のみなさまと地引き網を楽しみませんか？

支部名	鶴見支部 (鶴見区・神奈川区) 港北支部 (港北区・緑区・青葉区・都筑区) 横浜中支部 (中区・西区) 横浜西支部 (保土ヶ谷区・旭区・戸塚区・瀬谷区・栄区・泉区) 横浜南支部 (南区・港南区・磯子区・金沢区) 川崎支部 (川崎市・幸区) 高津支部 (中原区・高津区・多摩区・麻生区・宮前区)	平塚支部	(平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡)
開催日	令和8年10月3日(土)	横須賀支部	(横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡)
集合時間	両日とも、午前9時40分集合 午前10時開始 ※午前11時30分ごろ終了予定です。	小田原支部	(小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡)
集合場所	鵠沼海岸網元「堀川網」 藤沢市鵠沼海岸4 ※鵠沼海浜公園隣り	相模原支部	(相模原市・大和市)
参加資格	令和8年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者	厚木支部	(厚木市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛甲郡)
募集人員	各支部とも、大人・小人(小・中学生) あわせて先着30名(1事業所5名まで) ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。	藤沢支部	(藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・高座郡)
参加費	無料		
申込期間	令和8年8月21日(金)～9月18日(金)		
その他	※魚をお持ち帰り希望の方は、クーラーボックス等の容器をご持参ください。※雨具・タオル等は各自で用意ください。 ※お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。※バーベキュー等は実施いたしません。 ※天候不良(雨・強風・大波)により中止となる場合は、参加代表者あてにご連絡いたしますので、申込書の「連絡責任者電話番号」欄には、開催日当日に連絡が取れる電話番号を記載してください。		

みかん狩り

入園料を助成いたします

ご家族や職場のみなさまで、みかん狩りを楽しみませんか？

場所 津久井浜観光農園 津久井浜みかん園
横須賀市津久井5-15-20 ☎046-849-5001(開催期間中)
交通案内 (電車) 京浜急行線「津久井浜」駅より徒歩20分(無料送迎バスあり)
(自動車) 横浜横須賀道路「佐原インター」より15分(無料駐車場あり)
利用資格 令和8年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者
募集人員 先着1,800名(1事業所6名まで)
※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

利用期間	令和8年10月20日(火)～11月30日(月)															
入園時間	午前9時～午後3時															
利用方法	入園補助券(大人850円・幼児550円)を発行します。															
入園料金	<table><tr><th>料金区分</th><th>一般料金</th><th>団体料金</th><th>窓口支払金額</th></tr><tr><td>大人(小学生以上)</td><td>1,200円</td><td>1,150円</td><td>300円</td></tr><tr><td>幼児(3歳以上)</td><td>600円</td><td>550円</td><td>0円</td></tr></table>				料金区分	一般料金	団体料金	窓口支払金額	大人(小学生以上)	1,200円	1,150円	300円	幼児(3歳以上)	600円	550円	0円
料金区分	一般料金	団体料金	窓口支払金額													
大人(小学生以上)	1,200円	1,150円	300円													
幼児(3歳以上)	600円	550円	0円													
申込期間	令和8年8月21日(金)～10月9日(金)															

N-NOSE (線虫を使ったがんリスク検査)のご案内

購入資格 令和8年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者

購入方法 同封の「N-NOSE」のご案内のチラシをご確認のうえ、販売業者(株式会社 HIROTSU バイオサイエンス)あて、直接お申し込みください。【申込締切日】令和8年11月3日(火)

年金とライフプランセミナー

参加費
無料

参加者を
募集いたします

神奈川県内の社会保険適用事業所に勤務する被保険者のみなさまに、定年退職後、豊かで健康的な生きがいのある生活を過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。ご夫婦での参加をお待ちしております。

日 時 令和8年9月30日(水) 午後1時20分～午後4時30分

会 場 かながわ県民センター 3階301会議室

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

最寄り駅 JR線・相鉄線・東急東横線・みなとみらい線・京浜急行線・
横浜市営地下鉄「横浜」駅西口・きた西口より徒歩5分

参加資格 神奈川県内の社会保険適用事業所に勤務する50歳以上の被保険者および配偶者
※配偶者だけの参加もできます。
※職域型年金委員・健康保険委員の方も参加できます。
※ライフプラン等に興味のある事務担当者の方も参加できます。

募集人員 先着40名(1事業所2名まで)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

内 容 (講師) ①老齢厚生年金・失業等給付と年金の調整・退職後の健康保険について(社会保険労務士)
②相続と遺言の基礎知識(司法書士)
③暮らしの達人を目指そう(金融広報アドバイザー)

申込期間 令和8年8月21日(金)～9月11日(金)

そ の 他 テキストは無償配布します。

社会保険事務講習会・健康づくり講演会

参加費
無料

参加者を
募集いたします

神奈川県職域型年金委員会連合会と共催し、年金委員と社会保険事務担当者に社会保険制度の事務講習会と健康づくり講演会を開催いたします。みなさまの参加をお待ちしております。

日 時 令和8年10月8日(木) 午後1時20分～午後4時30分

会 場 横浜市西公会堂(講堂) 横浜市西区岡野1-6-41

最寄り駅 JR線・相鉄線・東急東横線・みなとみらい線・京浜急行線・横浜市営地下鉄「横浜」駅西口より徒歩10分
相鉄線「平沼橋」駅より徒歩6分

参加資格 神奈川県職域型年金委員および社会保険事務担当者

募集人員 先着250名(1事業所1名まで)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

講習会 講師：宇元 美樹 氏(特定社会保険労務士)

内容：①健康保険・厚生年金保険の資格および健康保険の給付と事務手続きについて
②老齢厚生年金等について

講演会 講師：樋口 真希 氏
(保健師・精神保健福祉士・第1種衛生管理者・健康経営アドバイザー)
演題：男性・女性の更年期ケア ～メンタルヘルスの視点～

申込期間 令和8年8月21日(金)～9月18日(金)

そ の 他 テキストは無償配布します。

職場での講習会・健康づくりを応援します!

無料

令和8年度社会保険協会費を納入いただいている事業所が対象です

★ 講師を派遣します

職場に講師を招いて講習会を開いてみませんか。
健康づくりについて、わかりやすく楽しくお話をいたします。
※講習時間は60分程度です。
※会場をご用意のうえ、開催希望日の2カ月前までにお申し込みください。
※講演テーマ、講師等の詳細については、社会保険協会ホームページをご覧ください。

【社会保険協会ホームページ】
<https://kanagawa-syahokyo.jp>



★ DVDを貸し出します 15～60分程度

お昼休みや、職場内の研修会などにご利用ください。
※1回の貸し出しはDVD3本までで貸出期間は2週間になります。
※DVDのタイトル、内容等については、社会保険協会ホームページをご覧ください。

★ 体力測定器具を貸し出します

握力計・ジャンプメーター・長座位体前屈測定器・体脂肪計
※貸出期間は2週間になります。

●DVD・体力測定器具の返送費用は、利用者負担とさせていただきます。

申 込 方 法

- 地引き網、みかん狩り、年金とライフプランセミナー、社会保険事務講習会、健康づくり講演会、講師派遣・DVD・体力測定器具貸出の詳細については、社会保険協会ホームページ(<https://kanagawa-syahokyo.jp>)をご覧ください。また、利用ご希望の方は、社会保険協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、FAX(045-662-8441)にてお申し込みください。
- 年金とライフプランセミナー、健康づくり講演会、社会保険事務講習会の参加申込書は、そのままFAXでもできますのでご利用ください。

詳しくは、神奈川県社会保険協会までお問い合わせください。 ☎ 045-662-1192

令和7年度事業報告と決算が承認されました

一般財団法人神奈川県社会保険協会では、令和8年6月5日開催の第27回定時評議員会において令和7年度の事業報告および決算(案)について、原案どおり承認されました。事業報告の内容と決算の詳細につきましては、社会保険協会ホームページをご覧ください。

社会保険事務講習会のお知らせ

参加費 無料

神奈川県内の新規社会保険適用事業所および新任社会保険事務担当者を対象に、社会保険制度を理解していただくための事務講習会を開催いたします。

地区	日時	会場	最寄り駅	募集人員	申込開始	申込期限
横浜	令和8年10月16日(金) 午後1時30分～午後4時10分	かながわ県民センター 3階301会議室 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	JR 線・相鉄線・東急東横線・みなとみらい線・京浜急行線・横浜市営地下鉄「横浜」駅西口・きた西口より徒歩5分	先着 30名	令和8年 8月21日(金)	令和8年 10月2日(金)
横須賀・三浦	令和8年10月21日(水) 午後1時30分～午後4時10分	ヴェルクよこすか 6階第1会議室 横須賀市日の出町1-5	京浜急行線「横須賀中央」駅より徒歩5分	先着 30名		令和8年 10月7日(水)
県西	令和8年11月6日(金) 午後1時30分～午後4時10分	おだわら市民交流センター UMECO 1階第4会議室 小田原市栄町1-1-27	JR 東海道線・小田急線・大雄山線「小田原」駅東口より徒歩3分	先着 20名		令和8年 10月16日(金)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

参加資格 神奈川県内の社会保険適用事業所の事務担当者(1事業所1名まで)

- 内 容 (講 師)**
- ①健康保険・厚生年金保険資格取得・被扶養者・標準報酬等の届出と事務手続きについて/老齢厚生年金等について(日本年金機構年金事務所職員または社会保険労務士)
 - ②健康保険の給付等届出と事務手続きについて(全国健康保険協会神奈川支部職員または社会保険労務士)

そ の 他 テキストは無償配布します。

キリトリ

年金とライフプランセミナー・社会保険事務講習会・健康づくり講演会参加申込書

一般財団法人 神奈川県社会保険協会 会長 あて

令和 年 月 日

*希望されるセミナー・講習会・講演会を○で囲んでください

セミナー：横浜(9/30) 講習会・講演会：横浜(10/8)

講習会：横浜(10/16) 横須賀・三浦(10/21) 県西(11/6)

郵便番号 〒 事業所所在地

事業所名

社会保険協会会員の有無 会員(会員番号) ・会員ではない ・わからない

参加者氏名 男・女 参加者氏名 男・女

参加者の連絡先電話番号または携帯番号

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。
※該当欄に必要事項を記入し○印をお願いいたします。
※事務講習会・健康づくり講演会の参加者は1事業所1名まで、年金とライフプランセミナーについては1事業所2名までとさせていただきます。
※事務講習会の参加者には文書による通知はいたしません、募集人員に達した後にお申し込みをされた方にはその旨ご連絡いたします。
※お申し込みはFAX(045-662-8441)にてお願いいたします。

※健康づくり講演会・年金とライフプランセミナーのお申し込みをされた方には通知いたします。
※会員番号は「社会保険かながわ」を送付している封筒の宛名下の6ケタの番号または協会費の「払込受領証」に記載されているお問合せ番号11ケタのうち下6ケタの番号です。
※お車でのお越しはご遠慮ください。

社会保険協会事業等につきましては

<https://kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索

